

居住支援法人について

ジェイリース株式会社が大分県より

住宅確保要配慮者居住支援法人
(以下:居住支援法人)

に指定され、2024年5月1日より支援業務を開始。そこで今回、ジェイリースの山時さんと小澤さんにこの取り組みについてお話を伺いました。

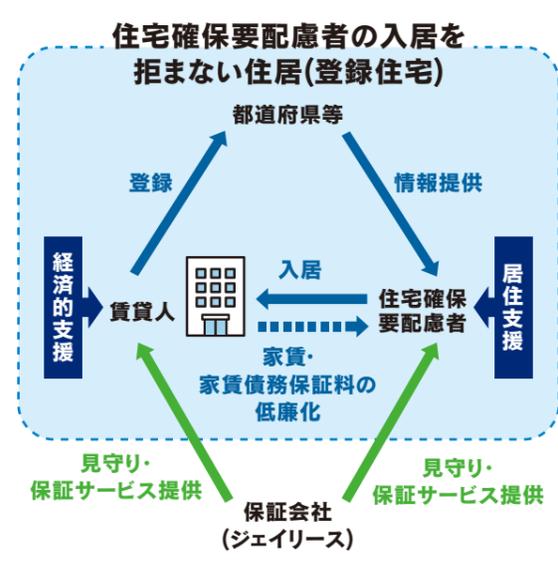


ジェイリース株式会社
小澤 昭

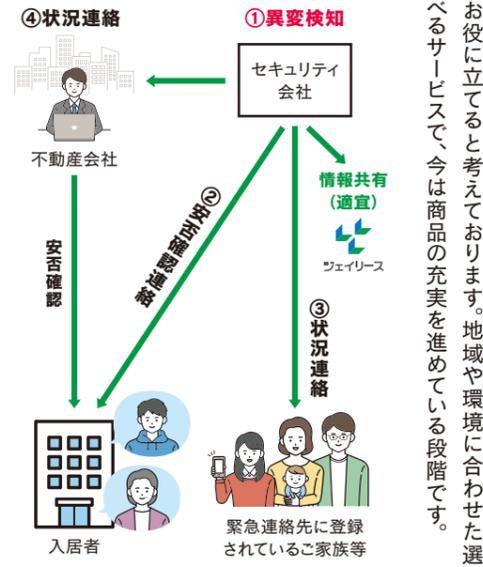
ジェイリース株式会社
山時 周子

ジェイリースが
居住支援法人としてスタート

山時 まずは最初に「居住支援法人」について詳しく教えてください。
山時 はい。居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき賃貸住宅への入居に係る情報提供、相談、見守りなどの生活支援や、登録住宅に入居する方に家賃債務保証サービスの提供を行う法人のことを指し、弊社は居住支援法人として大分県より指定を受け、支援業務を開始しました。
小澤 もう少し詳しく説明しますと、この居住支援法人とは所得の低い方、被災者、高齢の方、障がいをお持ちの方、その他住宅の確保に際して特に配慮を要する方など、いわゆる住宅確保要配慮者の方々や円滑な賃貸住宅への入居を促進するために都道府県が指定するもので、弊社は現在大分県を含めて12府県で既に指定を受けています。また当社40支店のネットワークを活かし、全国47都道府県全ての指定取得に向けて取り組んでいます。



では、どうしてこの取り組みが始まったのでしょうか？



お役に立てると考えております。地域や環境に合わせた選べるサービスで、今は商品の充実を進めている段階です。

この点については、今年5月に公布された改正民法により改善していくことを期待しています。しかし、養育費の取り決めをしていないことも様々な理由から未払いになることも少なくありません。また、未払いが発生したときに督促することは、督促をする側もされる側の精神的な負担になります。そこで、「そもそも未払いを発生させない」「元パートナー同士で金銭に関するやり取りを発生させない」をコンセプトに開発したのが、当社の養育費保証サービス「J・みらい」です。
小澤 養育費の未払いを心配せずに生活できますし、さらに元パートナーとお金のやり取りをする必要が無いのはトランプ回避にもなり、精神的にも安心ですね。
小澤 ありがとうございます。法改正により、離婚をする際に養育費の取り決めをすることが当たり前になり、万が一に備えて養育費保証も合わせて利用する、こういったことが当たり前の中になるよう、サービスの周知活動をこれからも私たちは続けていきます。



ひとり親家庭の安心を
ジェイリースが保証

小澤 とても思いやりのあるサービスだと思いました。またジェイリースでは住宅確保要配慮者でもある「ひとり親世帯」に向けた別の保証サービスも展開されていましたよね。
小澤 はい、ぶらざ4月号の対談でもお話をさせていただきましたが、小さなお子さんの居るひとり親世帯の親御さんは「お子さんのお世話が大変で働きづらい」「元パートナーと関わりたくない」という理由から養育費を受け取っていない、そうすると安定的な収入を得ることが難しく、お部屋探しに苦労されている方も少なくありません。そんな方へお役に立てるサービスとして養育費保証サービス「J・みらい」を展開しています。

山時 これは、ひとり親家庭の生活の安定と、未来をサポートするものですね。
山時 はい、養育費はお子さんの健全な成長のために無くてはならないものと考えていますが、一方で、養育費の未払いは大きな社会問題となっています。離婚の際にそもそも養育費の取り決めをしていないケースも非常に多く、

より多くの方が安心して
住むことができる環境に貢献

山時 ジェイリースはこれまで、「住」に関する社会問題の解決を目指し、家賃保証会社として入居者さま、家主さま、不動産会社さまを信用によって繋いできましたが、世の中にはまだまだ数多くの問題が山積みされています。
小澤 そこで、当社の未来ビジョン「誰もが自分の人生をまっとうできる社会」の実現に向け、家賃保証会社から信用で人をつなぐ会社と新たに定義し、世の中の課題へチャレンジし続けます。



ひとり親家庭の安心を保証

養育費をもらっていますか?

ジェイリースの養育費保証

お子さまの未来を守る

J・みらい

詳しくはHPをチェック!

ジェイリースが全力でサポートさせていただきます

お客様の状況に合わせた複数のプランをご用意しておりますのでまずはお問い合わせください!



山時 近年、日本では少子高齢化の進行と持ち家の低下等で単身世帯数が年々増加傾向にあります。不動産業界においては、家賃の滞納や物件居室内での孤独死発生による物件修繕費用の負担や空室率の上昇など、様々なリスクを懸念する動きもあり、住宅確保要配慮者の方々には住宅を選ぶことが難しく、そのようなことが社会的な課題となっています。
小澤 そこで「家主さまが賃貸住宅を提供しやすく、住宅確保要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備」「居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進」「住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化」を図り、より多くの方が安心して居住できる環境を整備することを目的に、今年6月にセーフティネット改正法が公布され、この主旨に賛同した当社も住宅確保要配慮者の方々へのサポート体制を構築すべく取り組んでいます。
小澤 具体的にどのような取り組みをされているのですか?
山時 住宅確保要配慮者の方々へお部屋を貸す際に家主さまの多くが不安に感じているのは、賃料の未払いやお部屋の中の孤独死といった問題です。これらの不安を取り除くため、家賃保証はもちろん、保証に付帯するサービスとして生活状況の見守りや、万が一に備えた保険の提供などを行っています。
小澤 今、お話の中にあつた見守りサービスとはどのようなものですか?
小澤 これは生活状況を見守るもので、生活実態があるかどうかを把握し、確認できない時にご本人へご連絡したり、ご本人と連絡が取れない時は、緊急連絡先の方に状況の確認・ご報告をするサービスなんです。これで万が一を素早く察知する可能性を高めることができます。また外国人の場合、文化の違いから解約の手続きを行わずに、鍵を部屋に置いた状態でお引越しがされる場合もあるので、生活実態の有無を察知できる本サービスはこのような事例でも

